

① 社会生活の自立度評価指標(SIM)の活用と報酬上の評価(機能訓練、生活訓練)※宿泊型自立訓練を除く

- 標準化された支援プログラムの実施と社会生活の自立度評価指標(SIM)に基づく効果測定を行い、これらの内容を公表している事業所を評価する。

機能訓練 【一部新設】 リハビリテーション加算(Ⅰ) 48単位/日 * 頭脳損傷による四肢麻痺等の状態にある者又は現行の要件に加えてSIMを活用して評価を実施等した場合	
生活訓練 【一部新設】 個別計画訓練加算(Ⅰ) 47単位/日 * 現行の要件に加えてSIMを活用して評価を実施等した場合	

② 基本報酬の見直し(生活訓練)

- 障害者の地域移行の推進や経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。

生活訓練サービス費(Ⅰ)(例:利用定員が20人以下の場合)	【現行】748単位/日	【見直し後】776単位/日	
生活訓練サービス費(Ⅱ)(例:視覚障害者に対する専門的訓練の場合)	【現行】750単位/日	【見直し後】779単位/日	* 機能訓練も同様
生活訓練サービス費(Ⅲ)(例:利用期間が2年間以内の場合)	【現行】271単位/日	【見直し後】281単位/日	



③ピアサポートの専門性の評価(機能訓練、生活訓練)※宿泊型自立訓練を除く

- 利用者の自立に向けた意欲の向上や、地域生活を続ける上での不安の解消等に資する観点から、ピアサポートの専門性を評価する。

【新規】ピアサポート実施加算	100単位/月
----------------	---------



④支援の実態に応じた報酬の見直し(宿泊型自立訓練)

- 日中支援加算について、支援を提供した初日から評価する。

【現行】 支援の3日目から算定可
【見直し後】 支援の初日から算定可

⑤リハビリテーション職の配置基準の見直し(機能訓練)

- 人員配置基準を見直し、看護職員、理学療法士と作業療法士の他に言語聴覚士を加える。(生活介護も同様)

⑥提供主体の拡充(機能訓練)

- 病院及び診療所並びに通所リハビリテーション事業所において、共生型サービス又は基準該当サービスの提供を可能とする。

高次脳機能障害を有する者への支援に対する評価

- 高次脳機能障害に関する研修を受講した常勤の相談支援専門員を配置する相談支援事業所を評価する。

【新設】高次脳機能障害支援体制加算(Ⅰ) 60単位/日 * 対象者あり
高次脳機能障害支援体制加算(Ⅱ) 30単位/日 * 対象者なし

- 高次脳機能障害を有する利用者が一定数以上であって、専門性を有する職員が配置されている通所サービスや居住サービスを評価する。

【新設】高次脳機能障害者支援体制加算	41単位/日
--------------------	--------



就労移行支援

○ 対象者

- 一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる障害者

※ 休職者については、所定の要件を満たす場合に利用が可能であり、復職した場合に一般就労への移行者となる。

※ 65歳に達する前5年間障害福祉サービスの支給決定を受けていた者で、65歳に達する前日において就労移行支援の支給決定を受けていた者は当該サービスについて引き続き利用することが可能

○ サービス内容

- 一般就労等への移行に向けて、事業所内での作業等を通じた就労に必要な訓練、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援等を実施
- 通所によるサービスを原則として、個別支援計画の進捗状況に応じ、職場実習等によるサービスを組み合わせた支援を実施
- 利用者ごとに、標準期間(24ヶ月)内で利用期間を設定
※ 市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新可能

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 職業指導員 } 6:1以上
- 生活支援員 }
- 就労支援員 → 15:1以上

○ 報酬単価(平成30年報酬改定以降、定員規模別に加え、就職後6月以上定着した割合が高いほど高い基本報酬)

基本報酬

<定員20人以下の場合>

報酬区分	基本報酬
5割以上	1,128単位/日
4割以上5割未満	959単位/日
3割以上4割未満	820単位/日
2割以上3割未満	690単位/日
1割以上2割未満	557単位/日
0割超1割未満	507単位/日
0	468単位/日

※ 上表以外に、あん摩等養成事業所である場合の設定、定員に応じた設定あり(21人以上40人以下、41人以上60人以下、61人以上80人以下、81人以上)

主な加算

移行準備支援体制加算	41単位
* 施設外支援として職員が同行し、企業実習等の支援を行った場合	
支援計画会議等実施加算	583単位
* 支援計画の策定にあたり他機関を招いたケース会議を実施した場合	
就労支援関係研修修了加算	6単位
* 就労支援関係の研修修了者を就労支援員として配置した場合	
福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)	15、10、6単位
* Ⅰ:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合	
* Ⅱ:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合	
※ H30~資格保有者に公認心理師、作業療法士を追加	
* Ⅲ:常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合	
食事提供体制加算、送迎加算、訪問加算等	
* 他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能	

○ 事業所数

2,989 (国保連令和 4年 12月実績)

○ 利用者数

35,543 (国保連令和 4年 12月実績)



就労移行支援事業所の利用定員規模の見直し

- 利用定員規模を見直し、定員10名以上からでも実施可能とする。

支援計画会議実施加算の見直し

- 地域の就労支援機関等と連携して行う支援計画会議の実施を促進する観点から、会議前後にサービス管理責任者と情報を共有することを条件にサービス管理責任者以外の者が出席する場合でも加算の対象とする。
- この加算は地域の就労支援機関等と連携することにより、地域のノウハウを活用し支援効果を高めていく取組であることから、名称を「地域連携会議実施加算」に変更する。

【現行】

【支援計画会議実施加算】583単位／回
(1月につき1回かつ1年につき4回を限度)

- ・算定に当たっては、サービス管理責任者の会議参加が必須。



【見直し後】

【地域連携会議実施加算】(Ⅰ)583単位／回

- ・算定に当たっては、サービス管理責任者の会議参加が必須。

【地域連携会議実施加算】(Ⅱ)408単位／回

- ・利用者の状況を把握し、支援計画に沿った支援を行う職業指導員、生活支援員又は就労支援員等が会議に参加し、会議の前後にサービス管理責任者に情報を共有した場合に算定。

※算定は(Ⅰ)(Ⅱ)合わせて1月につき1回かつ1年につき4回を限度とする。

就労継続支援A型

○ 対象者

- 通常の事業所に雇用される事が困難であって、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能な障害者

※ 65歳に達する前5年間障害福祉サービスの支給決定を受けていた者で、65歳に達する前日において就労継続支援A型の支給決定を受けていた者は当該サービスについて引き続き利用することが可能。

○ サービス内容

- 通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援
- 一定の範囲内で障害者以外の雇用が可能
- 多様な事業形態により、多くの就労機会を確保できるよう、障害者の利用定員10人からの事業実施が可能
- 利用期間の制限なし

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 職業指導員
生活支援員 } 10:1以上

○ 報酬単価(令和3年報酬改定以降、定員規模別、人員配置別に加え、算定されるスコアによって基本報酬を算定)

基本報酬 <定員20人以下、人員配置7.5:1の場合>

報酬区分		基本報酬
スコア	170点以上	724単位/日
	150点以上170点未満	692単位/日
	130点以上150点未満	676単位/日
	105点以上130点未満	655単位/日
	80点以上105点未満	527単位/日
	60点以上80点未満	413単位/日
	60点未満	319単位/日

主な加算

賃金向上達成指導員配置加算	15～70単位/日
※ 定員規模に応じた設定	
就労移行支援体制加算	50～93単位/日
※ 定員、職員配置、基本報酬の報酬区分、一般就労へ移行し6月以上定着した者の数に応じた設定 ※ R3～見直し	
就労移行連携加算	1,000単位(1回に限り)
※ 就労移行支援に移行した者について、連絡調整等を行うとともに、支援の状況等の情報を相談支援事業者に対して提供している場合に加算 ※ R3～新設	
福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)	15、10、6単位
* Ⅰ:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合	
* Ⅱ:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合	
※ H30～資格保有者に公認心理師を追加	
* Ⅲ:常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合	
食事提供体制加算、送迎加算、訪問加算等	
* 他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能	

○ 事業所数

4,368 (国保連令和 4年 12月実績)

○ 利用者数

82,990 (国保連令和 4年 12月実績)

就労継続支援A型の生産活動収支の改善と効果的な取組の評価

出典 厚生労働省 こども家庭庁
令和6年2月6日障害福祉サービス等
報酬改定検討チーム 一部改定

スコア方式による評価項目の見直し

- 経営状況の改善や一般就労への移行等を促すため、スコア方式による評価項目を以下のように見直し。
- ・ 労働時間の評価について、平均労働時間が長い事業所の点数を高く設定する。
 - ・ 生産活動の評価について、生産活動収支が賃金総額を上回った場合には加点、下回った場合には減点する。
 - ・ 「生産活動」のスコア項目の点数配分を高くするなど、各評価項目の得点配分の見直しを行う。
 - ・ 利用者が一般就労できるよう知識及び能力の向上に向けた支援の取組を行った場合について新たな評価項目を設ける。
 - ・ 経営改善計画書未提出の事業所及び数年連続で経営改善計画書を提出しており、指定基準を満たすことができていない事業所への対応として、新たにスコア方式に経営改善計画に基づく取組を行っていない場合の減点項目を設ける。

【現行】

評価指標		判定スコア
労働時間	1日の平均労働時間により評価	5点～80点で評価
生産活動	前年度及び前々年度における生産活動収支の状況により評価	5点～40点で評価
多様な働き方	利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況とその活用実績により評価	0点～35点で評価
支援力向上	職員のキャリアアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価	0点～35点で評価
地域連携活動	地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績により評価	0点～10点で評価

【見直し後】

評価指標		判定スコア
労働時間	1日の平均労働時間により評価	5点～90点で評価
生産活動	前年度及び前々年度における生産活動収支の状況により評価	－20点～60点で評価
多様な働き方	利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況により評価	0点～15点で評価
支援力向上	職員のキャリアアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価	0点～15点で評価
地域連携活動	地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績により評価	0点～10点で評価
経営改善計画	経営改善計画の作成状況により評価	－50点～0点で評価
利用者の知識及び能力向上	利用者の知識及び能力の向上のための支援の取組状況により評価	0点～10点で評価

就労継続支援B型

○ 対象者

- 就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される障害者
- ① 企業等や就労継続支援事業(A型)での就労経験がある者であって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった者
- ② 50歳に達している者または障害基礎年金1級受給者
- ③ ①及び②に該当しない者であって、就労移行支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者

○ サービス内容

- 通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援
- 平均工賃が工賃控除程度の水準(月額3,000円程度)を上回ることを事業者指定の要件とする
- 事業者は、平均工賃の目標水準を設定し、実績と併せて都道府県知事へ報告、公表
- 利用期間の制限なし

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 職業指導員
生活支援員 } 10:1以上

○ 報酬単価(令和3年報酬改定以降、2種類の報酬体系)

基本報酬の体系(いずれかを選択)

(1)及び(2)共通の主な加算

(1)「平均工賃月額」に応じた報酬体系		(2)「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系	
平均工賃月額	基本報酬	定員	基本報酬
4.5万円以上	702単位/日	20人以下	556単位/日
3.5万円以上4.5万円未満	672単位/日		
3万円以上3.5万円未満	657単位/日		
2.5万円以上3万円未満	643単位/日		
2万円以上2.5万円未満	631単位/日		
1.5万円以上2万円未満	611単位/日		
1万円以上1.5万円未満	590単位/日		
1万円未満	566単位/日		

※ 定員20人以下 人員配置7.5:1の場合

【独自の加算】 ※ 人員配置7.5:1の場合

- 地域協働加算 30 単位/日
就労や生産活動の実施にあたり、地域や地域住民と協働した取組を実施する事業所を評価。
- ピアサポート実施加算 100単位/月
利用に対し、一定の支援体制のもと、就労や生産活動等への参加等に係るピアサポートを援を受けた利用者の数に応じ、各月単位で所定

就労移行支援体制加算 5～93単位/日
※ 基本報酬の区分等に応じ、一般就労へ移行し6月以上定着した者の数にごとに加算

福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)
15、10、6単位

- * Ⅰ：社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合
- * Ⅱ：社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合
- * Ⅲ：常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合

食事提供体制加算、送迎加算等
* 他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能

○ 事業所数 16,003 (国保連令和 4年 12月実績) ○ 利用者数 322,414 (国保連令和 4年 12月実績)

就労継続支援B型の工賃向上と効果的な取組の評価

出典 厚生労働省 こども家庭庁
令和6年2月6日障害福祉サービス等
報酬改定検討チーム 一部改定

平均工賃の水準に応じた報酬体系の見直し

- 平均工賃月額に応じた報酬体系について、平均工賃月額が高い区分の基本報酬の単価を引上げ、低い区分の単価を引下げる。
- 「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系について、収支差率を踏まえた基本報酬の設定。
- 多様な利用者への対応を行う事業所について、さらなる手厚い人員配置ができるよう、新たに人員配置「6:1」の報酬体系を創設。

(1)「平均工賃月額」に応じた報酬体系

平均工賃月額	高工賃の事業所 を更に評価
4.5万円以上	↑ 単価
3.5万円以上4.5万円未満	
3万円以上3.5万円未満	
2.5万円以上3万円未満	
2万円以上2.5万円未満	
1.5万円以上2万円未満	
1万円以上1.5万円未満	↓ 単価
1万円未満	

従業員配置6:1(新設)	定員20人以下の場合
平均工賃月額	基本報酬
4.5万円以上	837単位/日
3.5万円以上4.5万円未満	805単位/日
3万円以上3.5万円未満	758単位/日
2.5万円以上3万円未満	738単位/日
2万円以上2.5万円未満	726単位/日
1.5万円以上2万円未満	703単位/日
1万円以上1.5万円未満	673単位/日
1万円未満	590単位/日

【目標工賃達成加算】(新設)10単位/日
目標工賃達成指導員配置加算を算定している事業所が、工賃向上計画に基づき、工賃が実際に向上した場合の評価。

重度者支援体制加算(現行) 22~56単位/日

(2)「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系

従業員配置7.5:1	定員20人以下の場合
定員	基本報酬
20人以下	【現行】 556単位/日
	【見直し後】 530単位/日

従業員配置6:1(新設)	定員20人以下の場合
定員	基本報酬
20人以下	584単位/日

ピアサポート実施加算(現行)	100単位/月
地域協働加算(現行)	30単位/日
重度者支援体制加算(現行)	22~56単位/日

【短時間利用減算】(新設) 所定単位数の70%算定
利用時間が4時間未満の利用者が全体の5割以上である場合(個別支援計画で一般就労等に向けた利用時間延長のための支援が位置付けられ、実際に支援を実施した場合、又は短時間利用となるやむを得ない理由がある場合は利用者数の割合の算定から除外)

平均工賃月額の算定方法の見直し

- 障害特性等により、利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、平均利用者数を用いた新しい算定式を導入する。

【現行】

○前年度の平均工賃月額の算定方法は以下のとおり。
ア 前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出
イ 前年度に支払った工賃総額を算出
ウ 工賃総額(イ)÷工賃支払対象者の総数(ア)により1人当たり平均工賃月額を算出
※ただし、障害基礎年金1級受給者が半数以上いる場合は、算出した平均工賃月額に2千円を加えた額を報酬算定時の平均工賃月額とする。

【見直し後】

【新算定式】

年間工賃支払総額 ÷ (年間延べ利用者数 ÷ 年間開所日数) ÷ 12 月

※ 上記算定式の導入に伴い、現行算定方式における除外要件は廃止

就労定着支援

○ 対象者

- 就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により日常生活又は社会生活上の課題が生じている者であって、一般就労後6月を経過した者

○ サービス内容

- 障害者との相談を通じて日常生活面及び社会生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施
- 利用者の自宅・企業等を訪問することにより、月1回以上は障害者との対面相当の支援
- 月1回以上は企業訪問を行うよう努める
- 利用期間は3年間(経過後は必要に応じて障害者就業・生活支援センター等へ引き継ぐ)

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者 60:1
- 就労定着支援員 40:1 (常勤換算)

- 報酬単価(令和元年10月~)利用者数規模別に加え、就労定着率(過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数)が高いほど高い基本報酬

基本報酬

<利用者数20人以下の場合>

就労定着率	基本報酬
9割5分以上	3,449単位/月
9割以上9割5分未満	3,285単位/月
8割以上9割未満	2,710単位/月
7割以上8割未満	2,176単位/月
5割以上7割未満	1,642単位/月
3割以上5割未満	1,395単位/月
3割未満	1,046単位/月

※ 利用者及び当該利用者が雇用されている事業主等に対し、支援内容を記載した「支援レポート」を月1回以上提供した場合に、利用者数及び就労定着率に応じ、算定。

※ 上表以外に、利用者数に応じた設定あり(21人以上40人以下、41人以上)

主な加算

職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算	120単位/月
※職場適応援助者(ジョブコーチ)養成研修を修了した者を就労定着支援員として配置している場合	
特別地域加算	240単位/月
※中山間地域等の居住する利用者に支援した場合	
初期加算	900単位/月(1回限り)
※一体的に運営する移行支援事業所等以外の事業所から利用者を受け入れた場合	
定着支援連携促進加算	579単位/月
※ 支援計画に係る関係機関を交えた会議を開催し、関係機関との連絡調整を行った場合に、支援期間(最大3年間)を通じ、所定単位数を加算する。	
※ R3年新設	
就労定着実績体制加算	300単位/月
※ 就労定着支援利用終了者のうち、雇用された事業所に3年6月以上6年6月未満の期間継続して就労している者の割合が7割以上の事業所を評価する	

※ 自立生活援助、自立訓練(生活訓練)との併給調整を行う。

※ 職場適応援助者に係る助成金との併給調整を行う。

○ 事業所数

1,533 (国保連令和 4年 12月実績)

○ 利用者数

15,220 (国保連令和 4年 12月実績)

就労定着支援の充実

出典 厚生労働省 こども家庭庁
令和6年2月6日障害福祉サービス等
報酬改定検討チーム 一部改定

基本報酬の設定等

- **実施主体の追加**
 - ・ 障害者就業・生活支援センター事業を行う者を追加する。
- **就労移行支援事業所等との一体的な実施**
 - ・ 本体施設のサービス提供に支障がない場合、就労移行支援事業所の職業指導員等の直接処遇職員が就労定着支援に従事した勤務時間を、就労定着支援員の常勤換算上の勤務時間に含める。
- **就労定着率のみを用いた報酬体系**
 - ・ 利用者数と就労定着率に応じた報酬体系ではなく、就労定着率のみに応じた報酬体系とする。



【現行】

利用者数
20人以下
21人以上40人以下
41人以上



就労定着率
9割5分以上
9割以上9割5分未満
8割以上9割未満
7割以上8割未満
5割以上7割未満
3割以上5割未満
3割未満



【見直し後】※利用者数は加味せず

就労定着率
9割5分以上
9割以上9割5分未満
8割以上9割未満
7割以上8割未満
5割以上7割未満
3割以上5割未満
3割未満

【支援体制構築未実施減算】【新設】
所定単位数の90%算定

就労定着支援終了にあたり、企業による職場でのサポート体制や職場定着に向けた生活面の安定のための支援が実施されるよう、適切な引き継ぎのための体制を構築していない場合について、減算する。

定着支援連携促進加算の見直し

- 地域の就労支援機関等と連携して行うケース会議の実施を促進する観点から、会議前後にサービス管理責任者と情報を共有することを条件に、サービス管理責任者以外の者が出席する場合でも加算の対象とする。
- この加算は地域の就労支援機関等と連携することにより、地域のノウハウを活用し支援効果を高めていく取組であることから、名称を「地域連携会議実施加算」に変更する。

【現行】

【定着支援連携促進加算】579単位／回
(1月につき1回かつ1年につき4回を限度)

・算定に当たっては、サービス管理責任者の会議参加が必須。



【見直し後】

【地域連携会議実施加算】(Ⅰ)579単位／回

・算定に当たっては、サービス管理責任者の会議参加が必須。

【地域連携会議実施加算】(Ⅱ)405単位／回

・利用者の状況を把握し、支援計画に沿った支援を行う就労定着支援員が会議に参加し、会議の前後にサービス管理責任者に情報を共有した場合に算定。

※算定は(Ⅰ)(Ⅱ)合わせて1月につき1回かつ1年につき4回を限度とする。

新たに創設される就労選択支援の円滑な実施①

出典 厚生労働省 こども家庭庁
令和6年2月6日障害福祉サービス等
報酬改定検討チーム 一部改定

- 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力・適性等に合った選択を支援する就労選択支援を創設する。(令和7年10月1日施行)

対象者

- 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者
- 令和7年10月以降、就労継続支援B型の利用申請前に、原則として就労選択支援を利用する。また、新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者及び就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者は、支援体制の整備状況を踏まえつつ、令和9年4月以降、原則として就労選択支援を利用する。

基本報酬の設定等

- 就労選択支援サービス費 1210単位／日
- 特定事業所集中減算 200単位／月

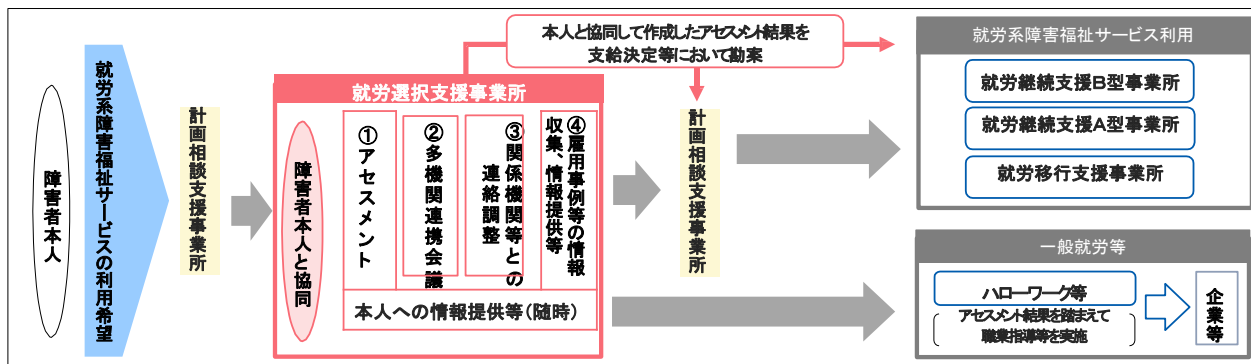
正当な理由なく、就労選択支援事業所において前6月間に実施したアセスメントの結果を踏まえて利用者が利用した指定就労移行支援、指定就労継続支援A型又は指定就労継続支援B型のそれぞれの提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合について、減算する。

支給決定期間

- 原則1ヶ月 1ヶ月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合は、2ヶ月の支給決定を行う。

基本プロセス

- 短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等整理(アセスメント)を実施。
- アセスメント結果の作成に当たり、利用者及び関係機関の担当者等を招集して多機関連携会議を開催し、利用者の就労に関する意向確認を行うとともに担当者等に意見を求める。
- アセスメント結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所等との連絡調整を実施。
- 協議会への参加等による地域の就労支援に係る社会資源や雇用事例等に関する情報収集、利用者への進路選択に資する情報提供を実施。



実施主体

○就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものや、これらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事が認める以下のような事業者を実施主体とする。

就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、障害者就業・生活支援センター事業の受託法人、自治体設置の就労支援センター、人材開発支援助成金(障害者職業能力開発コース)による障害者職業能力開発訓練事業を行う機関等

○就労選択支援事業者は、協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するように努めることとする。

従事者の人員配置・要件

- **就労選択支援員 15:1以上**
 - ・ 就労選択支援員は就労選択支援員養成研修の修了を要件とする。
 - ※ 経過措置として、就労選択支援員養成研修開始から2年間は基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修の修了者を就労選択支援員とみなす。
 - ・ 就労選択支援員養成研修の受講要件としては、基礎的研修を修了していることや就労支援に関して一定の経験を有していることを要件とする。
 - ※ 基礎的研修の実施状況を踏まえ、当面の間(令和9年度末までを想定)は、現行の就労アセスメントの実施等について一定の経験を有し、基礎的研修と同等以上の研修の修了者でも受講可能とする。
 - ・ 就労選択支援は短時間のサービスであることから個別支援計画の作成は不要とし、サービス管理責任者の配置は求めないこととする。



特別支援学校における取扱い

○より効果的な就労選択に資するアセスメントを実施するため、特別支援学校高等部の3年生以外の各学年で実施できること、また、在校中に複数回実施することを可能とする。加えて、職場実習のタイミングでの就労選択支援も実施可能とする。

就労選択支援の対象者について

対象者

- 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者
- ※ **令和7年10月以降、就労継続支援B型の利用申請前に、原則として就労選択支援を利用する。また、新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者及び就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者は、支援体制の整備状況を踏まえつつ、令和9年4月以降、原則として就労選択支援を利用する。**
- ・ 近隣に就労選択支援事業所がない場合や、利用可能な就労選択支援事業所数が少なく、就労選択支援を受けるまでに待機期間が生じる場合は、現行の就労アセスメントや暫定支給決定を経た利用を認める。
- ・ 既に就労移行支援を利用しており、標準利用期間を超えて利用する意向のある者のうち、面接や職場実習といった一般就労に向けた具体的な予定がある者等、就労移行支援事業所が明らかに就職可能性があると判断した者については、標準利用期間を超えて利用する場合であっても、就労選択支援の利用を原則としない。

サービス類型		新たに利用する意向がある障害者	既に利用しており、支給決定の更新の意向がある障害者
就労継続支援B型	現行の就労アセスメント対象者(下記以外の者)	令和7年10月から原則利用	希望に応じて利用
	・50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 ・就労経験ありの者(就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者)	希望に応じて利用	
就労継続支援A型		令和9年4月から原則利用	令和9年4月から原則利用※ 標準利用期間を超えて更新を希望する者
就労移行支援		希望に応じて利用	

就労選択支援の対象者について(新)

概 要

- 令和6年度報酬改定の概要において、以下に該当する者は、原則として就労選択支援を利用することとしている。
 - ・ 令和7年10月以降、新たに就労継続支援B型を利用する意向のある者
 - ・ 令和9年4月以降、新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者及び就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者
- さらに、令和6年度報酬改定検討チームにおいて、例外的に、就労移行支援等による就労アセスメントや暫定支給決定を経た就労継続支援A型等の利用が認められる場合として、以下のような事由（以下「例外事由」という）が示されている。
 - ・ 近隣に就労選択支援事業所がない場合
 - ・ 利用可能な就労選択支援事業所数が少なく、就労選択支援を受けるまでに待機期間が生じる場合

方向性

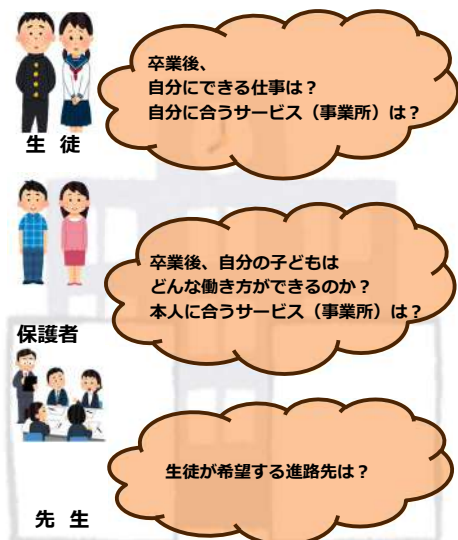
- 例外事由に該当する場合は、就労移行支援等による就労アセスメントを経た就労継続支援B型の利用や、暫定支給決定を経た就労継続支援A型の利用、市町村審査会の個別審査を経た就労移行支援の標準利用期間を超えた利用を認める。
- ※ なお、就労選択支援を原則利用することとした趣旨は、利用者が就労先や働き方を適切に選択できるよう支援するためである。就労選択支援事業所においては、利用者に対して、就労に必要な知識や能力の向上に資する事業所等を適切に情報提供できるよう、日頃から地域の社会資源等に関する情報収集に努めるとともに、利用者の希望や能力、適性等に応じた事業所等を見極めて情報提供すること。

特別支援学校等の在学者に対する就労選択支援の実施

- 卒業後の進路選択を考える上で、アセスメントした情報を活用できるように、3年生以外の各学年でも利用が可能
- 必要に応じて、在学中に複数回利用することも可能
- 従来の職場実習・施設実習を、就労選択支援のアセスメント場面に活用することも可能

特別支援学校高等部における年間スケジュール（例）

※矢印（⇒）期間内のいずれでも実施可能とし、状況等に応じた柔軟な実施ができる



学年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1年	入学		保護者面談	職業ガイダンス						保護者面談		
2年				保護者面談					保護者面談			
3年				保護者面談					保護者面談			卒業

特別支援学校等における取扱いについて（新）

概 要

- 令和7年10月以降、新たに就労継続支援B型を利用する場合は、就労継続支援B型の利用支援前に、原則として就労選択支援を利用することとなるが、特別支援学校等の卒業後に就労継続支援B型を利用する意向がある場合は、在学中に就労選択支援を受ける必要がある。
- 令和6年度報酬改定の概要では、特別支援学校における取扱いについて、以下の内容を示している。
より効果的な就労選択に資するアセスメントを実施するため、特別支援学校高等部の3年生以外の各学年で実施できること、また、在学中に複数回実施することを可能とする。加えて、職場実習のタイミングでの就労選択支援も実施可能とする。
- 特別支援学校等の生徒が就労選択支援を受ける場合には、生徒が就労選択支援事業所に通所する場合と、教育課程における職場実習の場面等に就労選択支援事業所が出席して支援を行う場合がある。また、特別支援学校等の生徒が就労選択支援事業所に通所する場合、長期休業期間中のほか、授業日に通所する場合も想定される。

方向性

- 特別支援学校等の生徒が就労選択支援の利用を希望する場合に、学校においても理解・配慮いただきたいこと、学校と就労選択支援事業所等との連携を図ること等を依頼する。（厚労省・文科省連名通知において教育委員会等あて通知予定）
- 特別支援学校等の生徒が、就労選択支援を受けるために登校できない日については、校長の判断により「選抜のための学力検査の受検その他教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数」として「出席停止・忌引等の日数」に計上することが可能であることを示す。（厚労省・文科省連名通知において教育委員会等あて通知予定）

就労選択支援と他のサービスとの同一日の利用について（新）

概 要

- 障害福祉サービスは、報酬が重複しない利用形態であるならば、市町村がその必要性について適切に判断し、特に必要と認める場合は併給を妨げないものとしている。（介護給付費等の支給決定等について（平成19年障発第0323002号部長通知））

方向性

- 就労選択支援も、他のサービスを同一日に利用することが想定され、例えば、以下のようなサービスについて支援内容・報酬に重なりはなく、同一日に併給できる。

①放課後等デイサービスとの同日利用

（例）満18歳未満の障害児が、日中に特別支援学校に出席する代わりに就労選択支援を利用した後、夕方に放課後等デイサービスを利用する。

- ・就労選択支援は、授業の時間帯も活用して、卒業後の就労に向けて客観的かつ専門的なアセスメント等を行うサービスである一方、放課後等デイサービスは、授業の終了後等に生活能力の向上のために必要な支援等を行うサービスであって、就労に向けたアセスメント等の支援は含まれない。そのため、支援内容・報酬に重なりはなく、同一日に併給できる。

②障害児入所施設との同日利用

（例）障害児入所施設の入所児童が、日中に特別支援学校に出席する代わりに就労選択支援を利用する。

- ・就労選択支援は、就労に関する客観的かつ専門的なアセスメントを行うサービスである一方、障害児入所施設は、保護や日常生活における基本的な動作及び自立生活に必要な知識技能の習得のための支援を行うサービスであるが、就労に向けたアセスメント等の支援は含まれない。そのため、支援内容・報酬に重なりはなく、同一日に併給できる。

（参考）障害福祉サービスの日中活動サービス（※）については、どちらも日額報酬であり、日中のまとまった時間帯の支援が想定されていること、就労移行支援体制加算が算定でき、就労に向けた支援が想定されていることから支援の重なりがあると考えられ、就労選択支援の報酬を算定した場合には、同一日に他の日中活動サービスの報酬は算定できない。（相互の合議による報酬の配分により、両サービスを同一日に利用することを妨げるものではない。）

（例）午前中就労継続支援B型を利用し、午後就労選択支援を利用する

※日中活動サービス…生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練を含み、宿泊型自立訓練を除く）、就労移行支援及び就労継続支援（A型・B型）

就労選択支援の報酬体系・支給決定期間

基本報酬の設定等

- 就労選択支援サービス費 1,210単位/日
- 特定事業所集中減算 200単位/日

正当な理由なく、就労選択支援事業所において前6月間に実施したアセスメントの結果を踏まえて利用者が利用した指定就労移行支援、指定就労継続支援A型又は指定就労継続支援B型のそれぞれの提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合について、減算する。

支給決定期間

- 原則1か月
1か月以上の期間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合は、2か月の支給決定を行う。
- 支給決定期間が原則1か月であることに鑑み、就労選択支援の内容のうち「①作業場面等を活用した状況把握」については、2週間以内の実施を基本とする。
- 支給決定期間は1か月を原則するが、2か月の支給決定を行う場合は以下のとおりとする。
 - ・ 障害者本人が自身の能力を過小評価、過大評価していたり、障害特性に対する知識の不足等、進路に関する自己理解に大きな課題があり、1か月以上の時間をかけた継続的な作業体験等を行う必要がある場合
 - ・ 作業に対する集中力や体力の持続、意欲・作業態度の持続に加え、体調や精神面の安定等に課題があり、進路を決定するに当たり、1か月以上の期間をかけた観察が必要な場合

支給決定について(新)

概要

- 施行規則において、支給決定の有効期間は「1月間又は2月間のうち市町村が定める期間」としている。
- 令和6年度報酬改定の概要においては、支給決定の期間について、以下のとおりとしている。
 - ・ 支給決定期間は1か月を原則とし、自己理解等の改善に向け、1か月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合は、2か月の支給決定を行う。
 - ・ 市町村が、必要以上に就労選択支援を支給決定しないよう、支給決定事務処理要領において示す。
- さらに、令和6年度報酬改定検討チームにおいて、2か月の支給決定を行う場合としては、以下のような事由（以下「例外事由」という）が示されている。
 - ・ 自分自身に対して過小評価、過大評価を有していたり、自分自身の特性に対する知識等の不足等、進路に関する自己理解に大きな課題があり、自己理解等の改善に向け、1か月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合
 - ・ 作業に対する集中力や体力の持続、意欲・作業態度の持続に加え、体調や精神面の安定等に課題があり、進路を確定するに当たり、1か月以上の時間をかけた観察が必要な場合

方向性

- 支給決定事務処理要領において、市区町村が適切に支給決定を行うことができるよう、以下の内容を示す。
 - ・ 支給決定期間は原則1か月とし、例外事由に該当する場合のみ2か月の支給決定を行う
 - ・ 支給決定期間を延長することは原則想定していないが、1か月の支給決定を行い、支援開始後に例外事由に該当することが明らかになった場合に限り、一度のみ、再度1か月の支給決定を行う
- ※ 再度1か月の支給決定を行う場合や、就労選択支援利用後に就労系サービスの支給決定を行う場合には、市区町村が短期間で複数の支給決定を行うことが必要になるが、障害支援区分の認定を要しない場合の調査については、事務処理要領において、「例えば、認定調査の調査項目を活用しつつ本人や家族、相談支援専門員等からの聞き取りを行うなど、市区町村において必要と考える調査を行い障害の程度を含めた心身の状況を把握する」旨を示しており、支給決定に当たって勘案すべき項目の中で、短期間で変化が想定されない調査項目を簡略化する等、工夫して差し支えないこととする。
- なお、就労選択支援を経た後の就労系障害福祉サービス利用に係る支給決定においては、就労選択支援で作成されたアセスメント結果を勘案することで、利用者本人の希望や能力、適正等に応じて、就労に必要な知識及び能力の向上に資するサービスの利用が促進されるよう留意すること。

報酬算定について(新)

概 要

- 就労選択支援では、指定基準において、
 - ①短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性等の評価や意向等整理（アセスメント）
 - ②アセスメント結果の作成に当たって、利用者及び関係機関等を招集して多機関連携によるケース会議を開催
 - ③アセスメント結果を作成し、利用者等へ情報提供
 - ④利用者への適切な支援に向け、必要に応じて事業所など関係機関との連絡調整を行うことが規定されている（①～④を総称して、以下「事業内容」という）。
- また、指定基準において、アセスメント結果の作成に当たり、開催する会議については「テレビ電話装置等を活用して行うことができるもの」とされている。
- 就労選択支援の報酬算定については、報酬告示において、「指定障害福祉サービス基準第173条の2に規定する指定就労選択支援を行った場合」に「1日につき1,210単位」と定められている。

方向性

- 就労選択支援の実施に関し、以下の点を留意事項として示す。
 - ・ 事業者においては、サービス提供記録の中で1日単位の支援内容を記録するものとし、事業内容のうち未実施の事項がある場合は、就労選択支援サービスを適切に提供しておらず、全体として報酬算定の対象とならない。
 - ・ 報酬算定の対象となるのは、就労選択支援として、利用者に対して、直接支援を行った場合とする。
※ 利用者が同席する多機関連携によるケース会議や企業訪問は算定対象とするが、関係機関との連絡調整等のみ行うなど、利用者の参加を伴わない場合は算定対象としない。
 - ・ 事業内容のうち、①アセスメントについては、作業やコミュニケーション等に関する行動観察が極めて重要であることから、対面での実施を基本とする。一方で、②多機関連携によるケース会議や③利用者等へのアセスメント結果の提供、④事業者等との連絡調整については、対面での実施が難しい場合等、必要に応じて、テレビ電話装置等を活用した支援（オンラインによる支援）としても差し支えない。
 - ・ 1月当たりの利用日数は、就労移行支援等と同様、原則として各月の日数から8日を控除した日数を限度とする。

実施主体について(新)

概 要

- 就労選択支援の実施主体については、指定基準において、「就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事が認める事業者」と定めている。
- 地域によっては「過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの」（要件①）を満たす事業者が存在しない場合もあるが、地域の実情に応じて就労選択支援事業者を確保するため、「その他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事が認める事業者」（要件②）についても、実施主体として認めている。
- 指定基準において、「就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない」ことが規定されている。

方向性

- 要件②については、例えば、以下のような事業者について都道府県知事が認めることを想定している。
 - ・ 障害者就業・生活支援センター事業の受託法人、自治体設置の就労支援センター又は障害者能力開発助成金による障害者能力開発訓練事業を行う機関であって、要件①を満たすもの
- また、同一市区町村内に就労選択支援事業所が存在しない場合には、例えば以下のような事業者についても、都道府県知事が認めることを想定している。
 - ・ 就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去10年間の連続する3年間に3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの

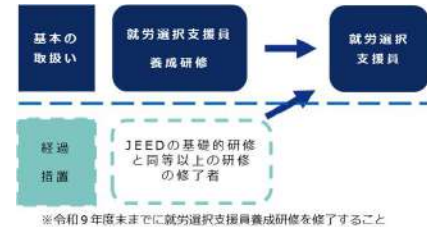
就労選択支援の人員配置・要件について

人員配置

- 就労選択支援員を配置する（常勤換算で利用数を15で除した数以上）
- 就労移行支援または就労継続支援と一体的に就労選択支援を実施する場合、就労移行支援等の職員（就労移行支援等の利用定員の枠内に限る）及び管理者が兼務できる。
- サービス管理責任者の配置は不要（個別支援計画の作成は不要）

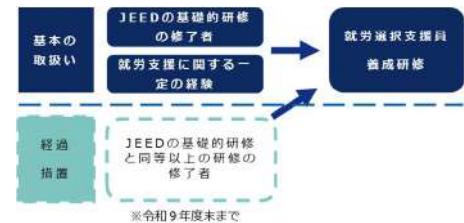
就労選択支援員の要件

- 就労選択支援員養成研修を修了すること
- 経過措置：就労選択支援員養成研修開始から令和9年度末までに研修を修了していること。
※ 令和9年度末までは、基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修の修了者を就労選択支援員とみなす。



就労選択支援員養成研修の受講要件

- 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）等が実施する基礎的研修（令和7年度開始予定）を修了していること
- 就労支援に関して一定の経験を有していること
- 経過措置：令和9年度末まで基礎的研修と同等以上の研修の修了者でも受講可能とする。



就労選択支援員の要件・養成・兼務について(新)

概要

- 就労選択支援を行う事業所が配置すべき就労選択支援員については、指定基準において、「指定就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」としている。

方向性

- 上記の「厚生労働大臣が定めるもの」については、以下の内容を令和6年度中に告示で示す。
 - ・ 就労選択支援員養成研修の修了を要件とする。
 - ・ 経過措置として、令和9年度末まで（※1）は、基礎的研修（※2）又は基礎的研修と同等以上の研修（※3）の修了者を就労選択支援員とみなす。
 - ・ 就労選択支援員養成研修の受講要件としては、基礎的研修を修了していることや障害者の就労支援分野の勤務実績が通算5年以上あることとする（※4）。なお、基礎的研修の実施状況を踏まえ、令和9年度末までは、基礎的研修と同等以上の研修（※3）の修了者でも受講可能とする。
- 令和7年度の就労選択支援員養成研修については、研修の質を担保する観点から、国において実施する。具体的には、令和7年6月頃から、定員約80人規模の研修を年に10回程度実施予定。具体的な実施時期や申込方法等は令和7年4月以降、順次、案内予定。
- 就労選択支援員の兼務について、一体的に運営する就労移行支援事業所等の職業指導員等の直接処遇に係る職員は、利用者に対するサービス提供に支障が無い場合は、就労選択支援員に従事することができ、兼務を行う勤務時間について、就労選択支援員に係る常勤換算上の勤務時間に算入できるものとする。（現行の就労定着支援員と同様の取扱い）

※1 令和6年度報酬改定の概要において、「就労選択支援員養成研修開始から2年間」と示した要件について、「令和9年度末まで」とする。

※2 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等が行う「雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修」

※3 基礎的研修と同等以上の研修については、以下の研修とする。

・就業支援基礎研修 ・職場適応援助者養成研修 ・サービス管理責任者指導者養成研修 専門コース別研修（就労支援コース）

※4 「障害者の就労支援分野の勤務実績」とは、直接処遇職員として、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、就労定着支援事業所、障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センターにおいて支援を行った実績とする。（令和9年度末までに基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修を修了していることを以て就労選択支援員として勤務した実績を含む。）

自立生活援助

※平成30年4月～

○ 対象者

- ① 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で理解力や生活力等に不安がある者
② 現に、一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者
③ 障害、疾病等の家族と同居しており、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者

○ サービス内容

- 一定の期間(1年間※)にわたり、自立生活援助事業所の従業者が定期的な居宅訪問や随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の日常生活における課題を把握し、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行う。
※ 市町村審査会における個別審査を経て必要性が認められる場合は、更新可能

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者 30:1以上
■ 地域生活支援員1以上(25:1が標準)
※ サービス管理責任者と地域生活支援員の兼業は可能

○ 報酬単価(令和3年4月～)

■ 基本報酬

自立生活援助サービス費(Ⅰ) 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から退所等又は同居家族の死亡若しくはこれに準ずると市町村が認める事情により単身での生活を開始した日から1年以内の場合 ・地域生活支援員30:1未満 [1,558単位] ・地域生活支援員30:1以上 [1,090単位]	自立生活援助サービス費(Ⅱ) (Ⅰ)以外の場合 ・地域生活支援員30:1未満 [1,166単位] ・地域生活支援員30:1以上 [817単位]
--	--

■ 主な加算

緊急時支援加算（Ⅰ） ※地域生活支援拠点等の場合 +50単位／日 緊急時に利用者等からの要請に基づき、深夜に速やかに利用者の居宅への訪問等による支援を行った場合 711単位／日 緊急時支援加算（Ⅱ） 緊急時に利用者等からの要請に基づき、深夜に電話による相談援助を行った場合 94単位／日		居住支援連携体制加算 居住支援法人や居住支援協議会との連携体制を構築し、月に1回以上、情報連携を図る場を設けて情報共有した場合 35単位／月 地域居住支援体制強化推進加算 ※月1回を限度 居住支援法人と共同して、住居の確保及び居住支援に係る課題を協議会等に報告した場合 500単位／回
同行支援加算 月2回まで 500単位／月 月3回 750単位／月 月4回以上 1,000単位／月	ピアサポート体制加算 研修を修了したピアサポーター等を配置した場合 100単位／月	日常生活支援情報提供加算 ※月1回を限度 あらかじめ利用者の同意を得て、精神障害者が日常生活を維持する上で必要な情報を、精神科病院等に対して情報提供を行った場合 100単位／回

○ 事業所数 290(国保連令和4年12月実績)

○ 利用者数 1,271(国保連令和4年12月実績)

共同生活援助(介護サービス包括型)

○ 対象者

地域において自立した日常生活を営む上で、相談、入浴、排泄又は食事の介護その他日常生活上の援助を必要とする障害者(身体障害者にあっては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。)

○ サービス内容

- 主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談、入浴、排せつ又は食事の介護
その他日常生活上の援助を実施
■ 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者 30:1以上
■ 世話人 6:1以上(4:1～6:1)
■ 生活支援員 障害支援区分に応じ 2.5:1～9:1以上

○ 報酬単価(令和3年4月～)

■ 基本報酬

世話人4:1、障害支援区分6の場合 [667単位] ～ 世話人6:1、障害支援区分1以下の場合 [170単位]

■ 主な加算

夜間支援等体制加算(Ⅰ)～(Ⅲ) ※利用者5人の場合の例 (Ⅰ)夜勤職員を配置する場合 区分4以上:269単位 区分3:224単位 区分2以下:179単位 (Ⅱ)宿直職員を配置する場合 90単位 (Ⅲ)常時の連絡体制又は防災体制を確保する場合 10単位	日中支援加算 (Ⅰ)高齢又は重度(65歳以上又は障害支援区分4以上)の利用者が住居の外で過ごすことが困難であるときに、当該利用者に対して日中支援を行った場合 539単位～270単位 (Ⅱ)利用者が心身の状況等により日中活動サービス等を利用することができないときに、当該利用者に対し、日中に支援を行った場合 539単位～135単位
夜間支援等体制加算(Ⅳ)～(Ⅵ) ※利用者15人以下の場合の例 <(Ⅰ)の夜勤職員に加え事業所単位で以下の職員を追加配置する場合> (Ⅳ)夜勤職員を追加配置する場合 60単位 (Ⅴ)夜勤職員(一部時間)を追加配置する場合 30単位 (Ⅵ)宿直職員を追加配置する場合 30単位	医療的ケア対応支援加算 医療的ケアが必要な者に対する支援について看護職員を配置する場合 120単位
重度障害者支援加算 (Ⅰ)区分6であって重度障害者等包括支援の対象者に対して、従業者を加配するとともに、一定の研修を修了した場合 360単位 (Ⅱ)区分4以上の強度行動障害を有する者に対して、従業者を加配するとともに、一定の研修を修了した場合 180単位	強度行動障害者体験利用加算 強度行動障害を有する者が地域移行のためにグループホームにおいて体験利用を行う場合であって、一定の研修を修了した者を配置する場合 400単位

○ 事業所数 10,354(国保連令和4年12月実績)

○ 利用者数 142,323(国保連令和4年12月実績)

共同生活援助(外部サービス利用型)

○ 対象者

地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助を必要とする障害者(身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。)

○ サービス内容

- 主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談その他日常生活上の援助を実施
- 利用者の状態に応じて、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施(外部の居宅介護事業所に委託)
- 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者 30:1以上
 - 世話人 6:1以上(当番は10:1以上)
(4:1~6:1、10:1)
- ※介護の提供は受託居宅介護事業所が行う

○ 報酬単価(令和3年4月~)

■ 基本報酬	
世話人 4:1 [243単位]	世話人 10:1 [114単位]
※利用者に対し受託居宅介護サービスを行った場合は、サービスに要する標準的な時間に応じて受託介護サービス費を併せて算定 [96単位~]	
■ 主な加算	
夜間支援等体制加算(Ⅰ)~(Ⅲ) ※利用者5人の場合の例 (Ⅰ)夜勤職員を配置する場合 区分4以上:269単位 区分3:224単位 区分2以下:179単位 (Ⅱ)宿直職員を配置する場合 90単位 (Ⅲ)常時の連絡体制又は防災体制を確保する場合 10単位 夜間支援等体制加算(Ⅳ)~(Ⅵ) ※利用者15人以下の場合の例 <(Ⅰ)の夜勤職員に加え事業所単位で以下の職員を追加配置する場合> (Ⅳ)夜勤職員を追加配置する場合 60単位 (Ⅴ)夜勤職員(一部時間)を追加配置する場合 30単位 (Ⅵ)宿直職員を追加配置する場合 30単位	日中支援加算 (Ⅰ)高齢又は重度(65歳以上又は障害支援区分4以上)の利用者が 住居の外で過ごすことが困難であるときに、当該利用者に対して日中に支援を行った場合 539単位~270単位 (Ⅱ)利用者が心身の状況等により日中活動サービス等を利用することができないときに、当該利用者に対し、日中に支援を行った場合 539単位~135単位 精神障害者地域移行特別加算 精神科病院等に1年以上入院していた精神障害者に対して、地域で生活するために必要な相談援助等を社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等が実施した場合 300単位

○ 事業所数 1,240(国保連令和4年12月実績)

○ 利用者数 14,900(国保連令和4年12月実績)

共同生活援助(日中サービス支援型) ※平成30年4月~

○ 対象者

地域において自立した日常生活を営む上で、相談、入浴、排泄又は食事の介護その他日常生活上の援助を必要とする障害者(身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。)

○ サービス内容

- 主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施(昼夜を通じて1人以上の職員を配置)
- 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施
- 短期入所(定員1~5人)を併設し、在宅で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者 30:1以上
- 世話人 5:1以上(3:1~5:1)
- 生活支援員 障害支援区分に応じ 2.5:1~9:1以上

○ 報酬単価(令和3年4月~)

■ 基本報酬	
GHにおいて日中支援を実施した場合	世話人3:1、障害支援区分6 [1,105単位] ~ 世話人5:1、障害支援区分3 [528単位]
日中活動サービス事業所等を利用した場合	世話人3:1、障害支援区分6 [910単位] ~ 世話人5:1、障害支援区分1以下 [252単位]
1日毎に切替可	
■ 主な加算	
夜勤職員加配加算 基準で定める夜間支援従事者に加え、共同生活住居ごとに、夜間支援従事者を1以上追加で配置した場合 149単位	医療的ケア対応支援加算 医療的ケアが必要な者に対する支援について看護職員を配置する場合 120単位
重度障害者支援加算 (Ⅰ)区分6であつて重度障害者等包括支援の対象者に対して、従業者を加配するとともに、一定の研修を修了した場合 360単位 (Ⅱ)区分4以上の強度行動障害を有する者に対して、従業者を加配するとともに、一定の研修を修了した場合 180単位	看護職員配置加算 基準で定める従事者に加え、看護職員(看護師、准看護師、保健師)を常勤換算方法で1以上配置し、利用者の日常的な健康管理等を実施した場合 70単位
精神障害者地域移行特別加算 精神科病院等に1年以上入院していた精神障害者に対して、地域で生活するために必要な相談援助等を社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等が実施した場合 300単位	強度行動障害者体験利用加算 強度行動障害を有する者が地域移行のためにグループホームにおいて体験利用を行う場合に、一定の研修を修了した者を配置する場合 400単位

○ 事業所数 724(国保連令和4年12月実績)

○ 利用者数 10,242(国保連令和4年12月実績)

グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実

出典 厚生労働省 こども家庭庁
令和6年2月6日障害福祉サービス等
報酬改定検討チーム 一部改定

①グループホーム入居中における一人暮らし等に向けた支援の充実

【現行】自立生活支援加算 500単位/回 * 入居中2回、退居後1回を限度
【見直し後】自立生活支援加算(Ⅰ) 1,000単位/月 * 6ヶ月。個別支援計画を見直しした上で支援を実施。介護サービス包括型、外部サービス利用型が対象。
(現行)自立生活支援加算(Ⅱ) 500単位/回 * 入居中2回、退居後1回を限度。日中サービス支援型対象
(新設)自立生活支援加算(Ⅲ) 80単位/日 * 移行支援住居、3年間。介護サービス包括型、外部サービス利用型において、共同生活住居単位で実施。
※ 利用者がグループホームの継続的な利用を希望している場合や意思の表明が十分に確認できていない場合、事業所や支援者の都合による場合等については、加算の対象外。

【新設】ピアサポート実施加算 100単位/月 * 自立支援加算(Ⅲ)に加算
【新設】居住支援連携体制加算 35単位/月、地域居住支援体制強化推進加算 500単位/回(月1回を限度) * 自立支援加算(Ⅰ)に加算
* 移行支援住居の入居者については、自立支援加算(Ⅲ)として一括して評価。

②グループホーム退居後における支援の評価

【新設】退居後共同生活援助サービス費・退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費 2,000単位/月 * 退居後3ヶ月 自立支援加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定した者が対象。
【新設】退居後ピアサポート実施加算 100単位/月 * 退居後共同生活援助サービス費、退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費に加算

1. グループホーム入居中に一人暮らし等を希望した利用者に対する支援



2. グループホーム入居前から一人暮らし等を希望する利用者に対する支援



3. 退居後の支援



共同生活援助における支援の実態に応じた報酬の見直し

出典 厚生労働省 こども家庭庁
令和6年2月6日障害福祉サービス等
報酬改定検討チーム 一部改定

①強度行動障害を有する者の受入体制の強化

○ 受入体制を強化するため、重度障害者支援加算の評価を拡充するとともに、利用者の状態や環境の変化に適応するための初期のアセスメント等の評価を新設する。

【拡充】重度障害者支援加算(Ⅰ):(受入)360単位/日 * 行動関連項目18点以上の者を受入れ、要件を満たした場合、さらに+150単位/日
【新設】(初期)500単位/日 * 180日間を限度。行動関連項目18点以上の利用者の場合、さらに +200単位/日
【拡充】重度障害者支援加算(Ⅱ):(受入)180単位/日 * 行動関連項目18点以上の者を受入れ、要件を満たした場合、さらに+150単位/日
【新設】(初期)400単位/日 * 180日間を限度。行動関連項目18点以上の利用者の場合、さらに +200単位/日



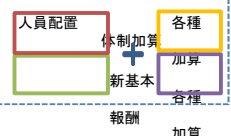
② 基本報酬区分の見直し等

○ 障害支援区分ごとの基本報酬について、重度障害者の受入れなどサービスの支援内容や経営の実態等を踏まえて見直す。
○ 世話人の配置基準に応じた基本報酬区分を改め、サービスの提供時間の実態に応じて加算する報酬体系へと見直す。

介護サービス包括型の例(世話人の配置6:1以上)
【現行】共同生活援助サービス費(Ⅲ) 区分6:583単位 区分5:467単位 区分4:387単位 区分3:298単位 区分2:209単位 区分1以下:170単位(単位/日)
【見直し後】共同生活援助サービス費(Ⅰ) 区分6:600単位 区分5:456単位 区分4:372単位 区分3:297単位 区分2:188単位 区分1以下:171単位(単位/日)

特定従業者数換算方法(週40時間で換算)で利用者の数に対して一定以上の世話人又は生活支援員が加配されている事業所に対して加算する。

【新設】人員配置体制加算(Ⅰ) 区分4以上 83単位/日 区分3以下 77単位/日 * 特定従業者数換算方法で12:1以上の世話人等を加配
人員配置体制加算(Ⅱ) 区分4以上 33単位/日 区分3以下 31単位/日 * 特定従業者数換算方法で30:1以上の世話人等を加配



③ 日中支援加算の見直し

○ 日中支援加算(Ⅱ)について、支援を提供した初日から評価を行うなどの支援の実態に応じた見直しを実施する。

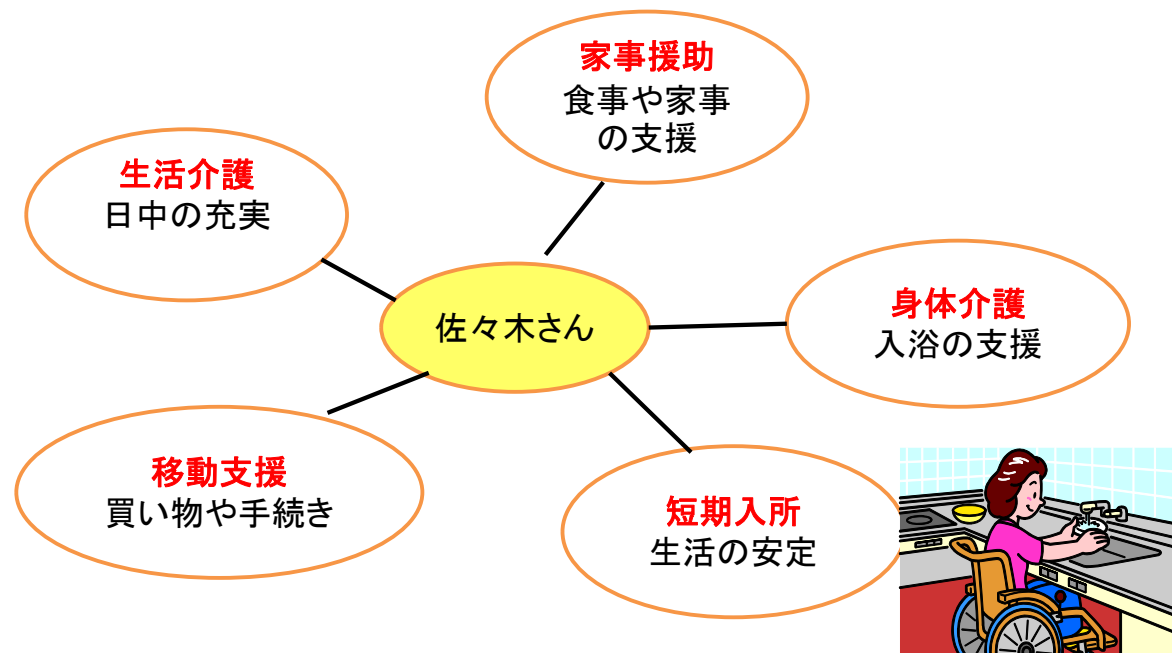
【現行】支援の3日目から算定可
【見直し後】支援の初日から算定可 * 介護サービス包括型及び外部サービス利用型を対象とし、日中サービス支援型は当該加算の対象外とする。



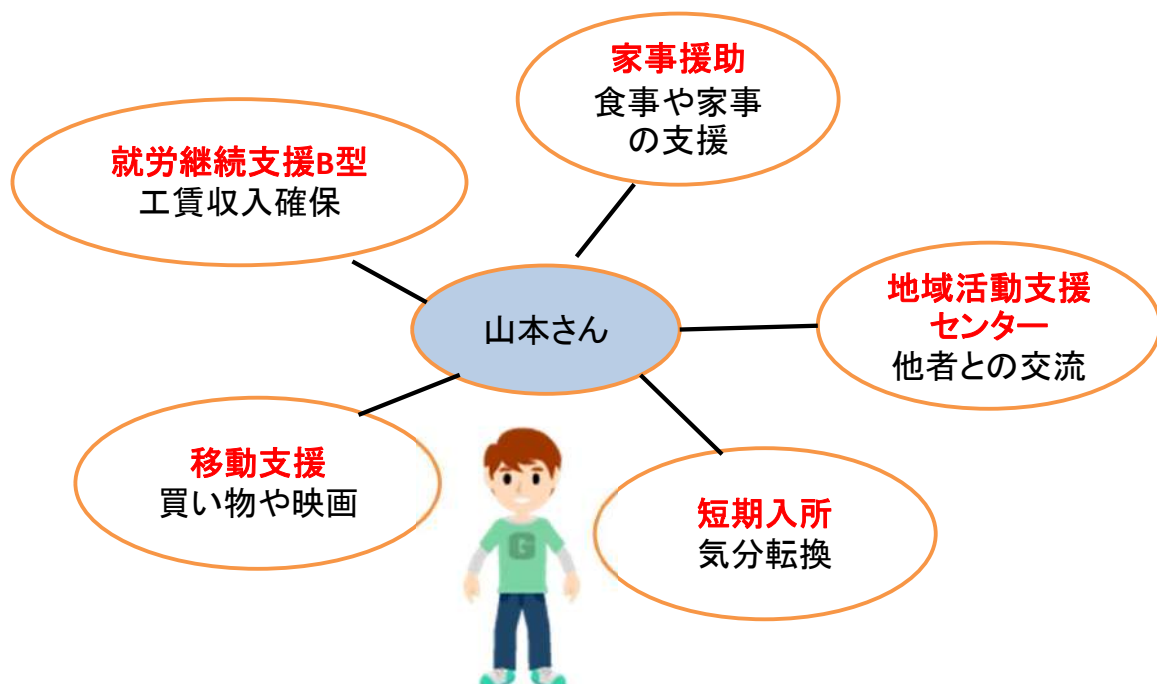
④ 個人単位の居宅介護等の利用の特例的取扱い

○ 令和6年3月31日までとされている重度障害者の個人単位の居宅介護等の利用については、重度障害者の受入体制の確保の観点から、特例的取扱いを延長する。
その上で、居宅介護等を8時間以上利用する場合については、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定する。

事例1：障害者施設からアパートでの独居生活を送ることにした車いすの佐々木和子さん



事例2：特別支援学校を卒業し、自分でお金を稼ぐ目標を立てた知的障害の山本美智雄さん



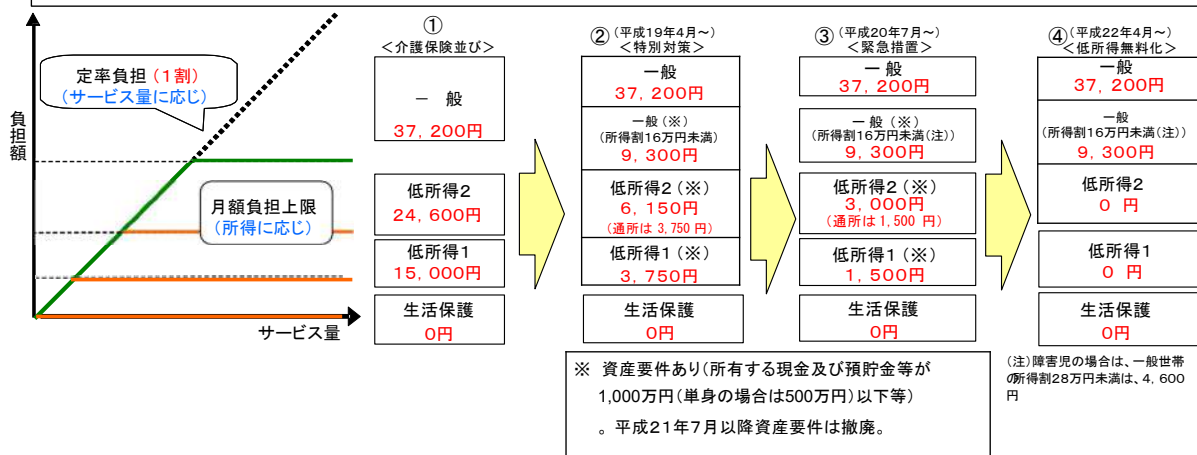
事例3: 精神科病院を退院し、グループホームでの生活をしながら就労を目指す精神障害の森田ひとみさん



利用者負担の変遷①

(居宅・通所サービスの場合【障害者・障害児】)

- ① 定率負担が過大なものとならないよう、所得に応じて1月当たりの負担限度額を設定(介護保険並び)
- ② 平成19年4月からの「特別対策」による負担軽減(①の限度額を軽減。平成20年度まで。)
- ③ 平成20年7月からの緊急措置(対象世帯の拡大とともに②の限度額を更に軽減。)
- ④ 平成22年4月から、低所得(市町村民税非課税)の利用者負担を無料化
- ⑤ 平成24年4月から法律上も応能負担となることが明確化(平成22年12月の議員立法による障害者自立支援法等の一部改正法により措置)
- ⑥ 令和元年10月から、3～5歳の障害児に対する児童発達支援等の利用者負担を無償化(全ての所得区分の世帯が対象)



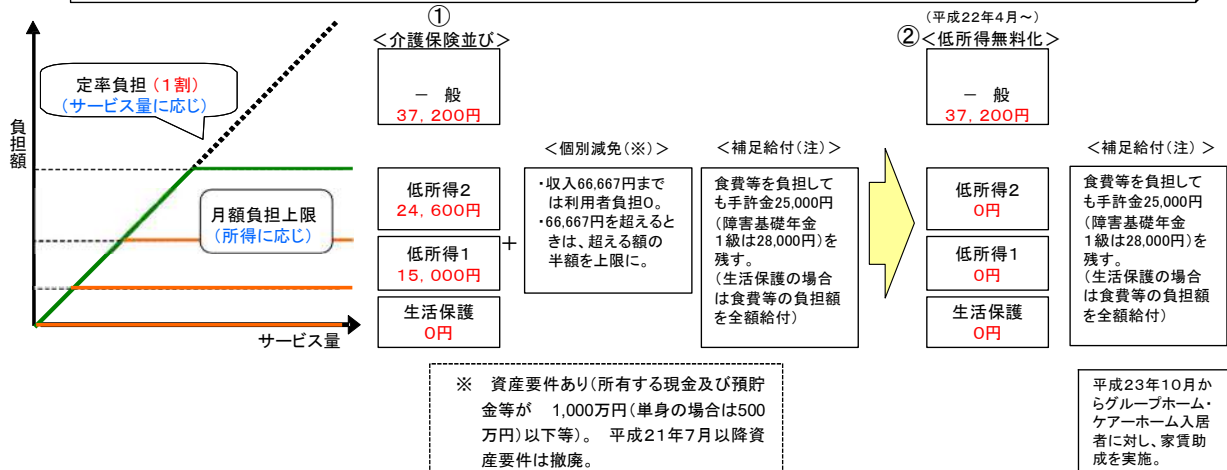
- (1) 一般: 市町村民税課税世帯
- (2) 低所得2: 市町村民税非課税世帯((3)を除く)
- (3) 低所得1: 市町村民税非課税世帯であって、利用者本人(障害児の場合はその保護者)の年収が80万円以下の方
- (4) 生活保護: 生活保護世帯

・緊急措置により平成20年7月から障害者の負担限度額については、世帯全体ではなく「本人及び配偶者」のみの所得で判断

利用者負担の変遷②

(入所サービス等の場合【障害者】)

- ① 定率負担が過大なものとならないよう、所得に応じて1月当たりの負担限度額を設定(介護保険並びに更に、個別減免、補足給付(手元金制度)を実施。
- ② 平成22年4月から低所得(市町村民税非課税)の利用者負担を無料化。
- ③ 平成24年4月から法律上も応能負担となることが明確化(平成22年12月の議員立法による障害者自立支援法等の一部改正法により措置)



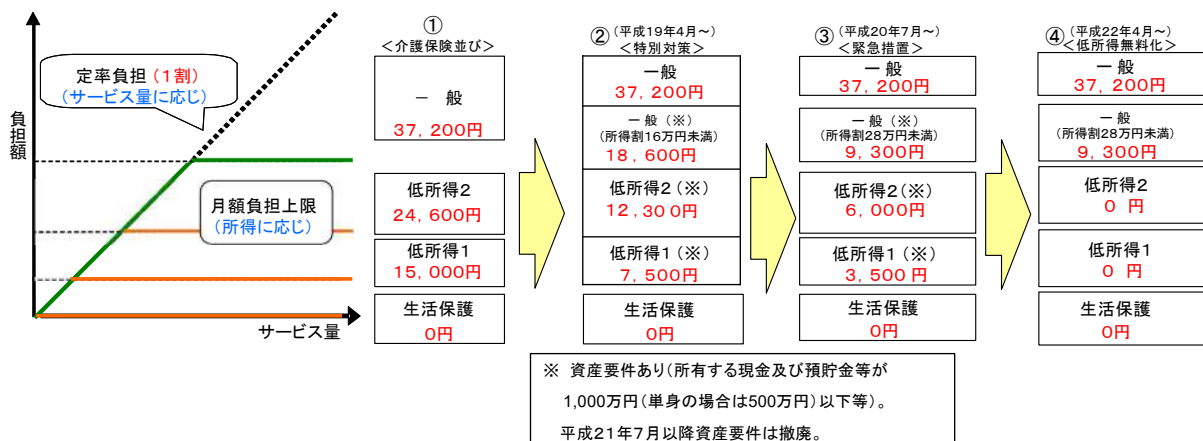
- (1) 一般: 市町村民税課税世帯
- (2) 低所得2: 市町村民税非課税世帯((3)を除く)
- (3) 低所得1: 市町村民税非課税世帯であって、利用者本人の年収が80万円以下の方
- (4) 生活保護: 生活保護世帯

・緊急措置により平成20年7月から障害者の負担限度額については、世帯全体ではなく「本人及び配偶者」のみの所得で判断

利用者負担の変遷③

(入所サービスの場合【障害児】)

- ① 定率負担が過大なものとならないよう、所得に応じて1月当たりの負担限度額を設定(介護保険並びに)
- ② 平成19年4月からの「特別対策」による負担軽減(①の限度額を軽減。平成20年度まで。)
- ③ 平成20年7月からの緊急措置(対象世帯の拡大とともに②の限度額を更に軽減。)
- ④ 平成22年4月から、低所得(市町村民税非課税)の利用者負担を無料化。
- ⑤ 平成24年4月から法律上も応能負担となることが明確化(平成22年12月の議員立法による障害者自立支援法等の一部改正法により措置)
- ⑥ 令和元年10月から、3～5歳の障害児に対する利用者負担を無償化(全ての所得区分の世帯が対象)



- (1) 一般: 市町村民税課税世帯
- (2) 低所得2: 市町村民税非課税世帯((3)を除く)
- (3) 低所得1: 市町村民税非課税世帯であって、保護者の年収が80万円以下の方
- (4) 生活保護: 生活保護世帯

1. 介護保険制度

65歳以上の高齢者および40歳以上の該当する疾病の方は介護保険の対象者となり、申請により介護保険のサービスを受けることができる。利用者の費用は原則1割負担である。また、障害者でも介護保険の該当者は介護保険が優先となる。本人の都合で介護保険か障害福祉サービスを選択することはできない。

2. 障害福祉サービスの利用

次の方は障害福祉サービスを利用することができる。

①介護保険認定で非該当となった障害者

介護保険認定は要支援1～要介護5の7段階であるが、「非該当」と認定された場合には介護保険サービスを利用することができない。その場合には障害の調査を行い、障害支援区分の認定審査会を実施する。その結果でサービスを利用することができる。

②介護保険サービスに該当しないサービスが必要な障害者

訓練等給付の就労継続支援B型を利用している方が介護保険の該当者になった場合には、障害福祉サービスとして利用できる。ただし、65歳以上の場合には市町村の判断による。

③介護保険のサービスでは支給量が足りない判断された障害者

居宅介護のサービスを受けているものが介護保険になったときに、介護度により使えるサービスの上限が決まっている。しかし、それだけでは本人に十分な支援ができない場合には障害福祉サービスを使うことができる。

④障害福祉サービスの方が本人に適していると判断された場合

たとえば、生活介護を利用した方が65歳になり、通所介護サービスを使うこととなったが、近隣には本人に適した事業所がなく、本人にとって活動が著しく低下されると判断された場合には市町村の判断で障害福祉のサービスを継続することができる。